



三島労働基準監督署発表
令和6年7月16日

担	三島労働基準監督署
当	副署長 宮澤 純 電話 055-986-9100

令和5年に三島労働基準監督署管内で発生した労働災害の状況について －転倒災害が3分の1－

三島労働基準監督署（署長 大島 均）は、令和5年に管内で発生した労働災害の発生状況を分析し、その結果を公表します。

事故の型別にみると転倒が最も多く32%を占めています。これは静岡県全体の26%より高く、管内の産業が旅館・ホテルを始めとする第3次産業中心となっていることによるものです。

三島労働基準監督署では、転倒災害の増加に歯止めをかけるべく、あらゆる機会をとらえて監督指導を行っていきます。

令和5年に三島労働基準監督署管内で発生した労働災害の概要は次のとおりです。

【死亡災害】

○前年比1件減の2件。長期的な減少傾向にある。

【死傷災害】

○前年比36件増の450件。

○とくに転倒が約3分の1（144件）を占め、うち116件（81%）が50歳以上、そのうち81件が女性、その40%が休業2箇月以上となっている。

場所は濡れたところ・階段・段差・床に置かれた物のところで、行動は走った、バランスをくずした際に発生している。

※労働災害の件数は、新型コロナウイルス感染症によるものを除いています。

【参考資料】

- ・ 令和5年死傷病報告受理状況（確定値）三島労働基準監督署
- ・ 令和5年死亡労働災害
- ・ 転倒災害を防止するために
- ・ 「静岡労働局ぬかづけ運動」実施中！
- ・ 建設業労働災害の防止に向けて

令和5年 死傷病報告受理状況（確定値）（コロナ除く）

令和6年3月31日現在

号別	業種	3月	年累計		前年比
			5年	4年	
1	食料品		18	13	5
	繊維				
	衣服				
	木材・木製品		3	1	2
	家具装備品				
	パルプ・紙			1	-1
	印刷・製本				
	化学		3	2	1
	窯業・土石		3	4	-1
	鉄鋼				
	非鉄金属		1	2	-1
	金属		12	6	6
	一般機械		1	3	-2
	電気機械		1	1	
輸送用機械		7	8	-1	
電気ガス水道					
その他の製造業		7	3	4	
小計			56	44	12
2	鉱業		1	1	

号別	業種	3月	年累計		前年比
			5年	4年	
3	土木工事		15	22	-7
	建築工事		18	26	-8
	木造建築工事		8	8	
	その他建設工事		7	4	3
	小計		48	60	-12
4	鉄道		4	4	
	道路旅客		10	8	2
	道路貨物		17	15	2
	小計		31	27	4
5	陸上貨物取扱い			1	-1
	港湾運送				
	小計			1	-1
6	農業		9	7	2
	林業		5	7	-2
	小計		14	14	
7	水産・畜産		4	4	
8	卸売業		4	2	2
	小売業	1	50	45	5
	社会福祉施設		49	38	11
	飲食店	1	17	19	-2
	ビルメンテナンス	1	21	25	-4
	旅館等宿泊事業		64	62	2
	ゴルフ場		10	10	
17	清掃・と畜事業		12	9	3
	その他の事業等	1	69	53	16
	派遣業（件数外）		6	8	-2
	小計	4	296	263	33
	総合計	4	450	414	36

木工機械による災害		3月	年累計		前年比
			5年	4年	
丸のこ盤	製造業			1	-1
	建設業			2	-2
	その他				
帯のこ盤	製造業				
	建設業				
かんな盤	製造業		1		1
	建設業				
	その他				
その他	製造業		1	1	
	建設業		2	3	-1
	その他		4	3	1
合計	製造業		2	2	
	建設業		2	5	-3
	その他		4	3	1

プレス機械による災害		3月	年累計		前年比
			5年	4年	
金属			3	2	1
一般機械				1	-1
電気機械					
輸送用機械			1		1
その他の業種					
合計			4	3	1

フォークリフト災害	3月	年累計		前年比
		5年	4年	
製造業		1	1	
運輸業			1	-1
その他の業種		2		2
合計		3	2	1

派遣先業種の内訳	3月	年累計		前年比
		5年	4年	
食料品製造業		1		1
製紙業（パルプ・紙加工）		1		1
鉄鋼業・金属製品製造業				
一般機械器具製造業				
電気機械器具製造業				
輸送用機械製造業		2	1	1
その他の業種		2	7	-5

その他の事業等とは
 8.3 理美容業 8.4 その他の商業 9 金融・広告業 10 映画・演劇業 11 通信業 12 教育・研究業 13.1 医療保健業 13.3 その他の保健衛生業 14.3 その他の接客娯楽業のうち 14.3.1 のゴルフ場以外 16 官公署 17.2 その他の事業をいう。

内の数字は死亡件数で内数

令和5年死亡労働災害（墜落）

海岸の法面補強工事において、海面から約20メートルの高さのところでメインロープ1本のみを用いた高所作業により網を設置していたが、海面に落下し溺死した。

災害発生原因

- ① ライフライン（2本目のロープ）を使用しなかったこと。
- ② 上昇下降用の安全な器具（ロリップ）を使用せず、数十年前の作業方法であるU字シャックルにメインロープを結んで、その結び目をゆるめながら下降したこと。ロリップを使った場合は両手がふさがるが、U字シャックルの場合は片手が空くため材料等を保持することができる。
- ③ 膝上に金属製の網（20キログラム）をのせて下降したこと。
- ④ 安全衛生管理体制が未構築、活動や教育が低調であったこと。

転倒災害を防止するために

－濡れた場所・階段・床の物に注意し、

走らないようにしましょう－

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに三島労働基準監督署管内の事業場で発生した、休業4日以上、転倒災害144件のうち、被災者の年齢についてみると50歳以上が116件と80%を占め、そのうち81件が女性で、その40%が休業2箇月以上となっている。

また、場所は濡れたところ・階段・段差・床に置かれた物のところ、行動は走ったり、バランスをくずした際に発生している。

場所

- ・ **障害物 31件**

（車止め5件、乳児用いす2件、従業員の足2件、上げたシャッター、作業台脚部、段ボール箱、配線カバー、空気清浄機・ベッドリモコンのコード、掃除機・シャワー・蛇口のホース・コード、コーン、単管パイプ、杭、旅館客室入口のサンダル、いす、ソファの角、スイングドア、のぼり旗、複合機の手差しトレイ、獣除けネット、収容箱、脚立の脚部）

場所

- ・ **濡れたところ 28件**
（降雨時の屋外・荷受場・マンホール蓋、浴室、トイレ、調理場、旅館の廊下・宴会場バックヤード、スーパーマーケットのレジ付近、マンションのエレベーターホール、リネン室）
- ・ **凍結したところ 3件**
（冷凍庫、路面、駐車場）

場所

- **段差 17件**
（店・建物入口、道路と側溝の境、すのこ、マット、玄関、浴室、マンホール、地面、旅館客室の上り框・露天風呂の敷石、屋外トイレ入口の敷石）
- **境目 4件**
（旅館客室のフローリングと畳の境、プールサイドの滑り止めマットのつなぎ目、ビニール床シートとカーペットタイルの境、部屋扉のレール溝）

場所

- **滑りやすいところ 9件**
(苔、ビニール、石タイル、ワイヤーメッシュ、大理石、段ボール、小石・砂利、グレーチング)
- **階段 7件**
(左右の手で物を持ち足元が見えない5件、最後の段を下りて着地時に足首をひねった、階段でつまずいた)

場所

- ・ **側溝 5件**

（道路と駐車場の間、病院の患者を救護するため毛布を取りに行き戻った際に駐車場で夜のため暗かった、客の自宅前の側溝、ゴルフ場のカート道路側溝が落ち葉で隠れていた、夜に懐中電灯で照らしていたが通路脇の水路に落ち転倒）

場所

- **通路、作業床の不安全状態 4件**
（通路の陥没したところ、傾斜地、芝生のくぼみ、地面の隆起）

行動

・ バランスをくずした 16件

出入口の階段で客がバランスをくずしたため手を出したところ一緒に転落

訪問介護の利用者がふらつき背後から支えたが一緒に転倒

板100枚をのせた台車が段差解消用ゴムシートで急に止まり斜めに傾いてともに倒れた

かかり木をフェリングレバーで倒した際に転倒

ズボンをはく際に片足立ちになったときに転倒

ローリングボックスパレットの位置を変えようとした際に一緒に倒れた

キャスター付台車が滑り止めマットの上を通過した際にマットがめくれ上がり一緒に転倒

高いところにある食器を手を伸ばして取ろうとしたときにバランスをくずして転倒

バイクのオフロードコースのバンクでハンドル操作を誤った

清掃中に足がもつれた

階段で足がもつれて落下

インターホンの呼出音が鳴ったためイスから痛めていた首をかばう姿勢で立ち上がった際に転倒

自分の左足が右足の草履を踏んだときに転倒

客自宅において退席しようとした際に踏み出した足をひねった

料理を盛った直径30センチメートルの皿を両手に持ち廊下を歩いていたところ靴の先が床に引っ掛かりバ

ランスをくずして右前方に倒れこみ壁に激突した

階段最上部で足がもつれバランスをくずし6段を転落

行動

・ 走った、早歩きした 11件

駐車場で来客を迎えるために走った

介護施設において両手で薬とコップを持ち早歩きした

宅配後車に戻る際に走って階段を踏み外した

旅館の廊下を走ったところカーペットクリーナーにつまずいた

コンクリート通路を小走りしたところ水たまりがあったため足を滑らせた

スーパーマーケット開店準備中に段ボールをのせたキャリーを両手で持って早歩きしたところ別のキャリーにつまずいた

ごみ収集作業中に次の集積場まで駆け足で移動したところつまずいた

旅館エントランスに車が入ってきたため走ったところつまずいた

スーパーマーケットのレジで隣のレジにタバコを取りに走りつまずいた

旅館洗い場に小走りに戻るときに足がもつれた

清掃作業中に階段の踊り場で急いで移動した際に足がつまずいた

行動

- ・ **不安全行動**

長さ5メートル、43キログラムの鋼管を1人で運んでいたところ、転んで床にあった角材に腰を打ちつけた。

環境

- ・ **8月下旬の夕方、旅館の調理場が高温となり、ふらついて倒れ首の骨を折った。**

転倒原因（不安全状態・行動等）不明 6件

- ・旅館客室の窓をあけて拭き掃除をしようとしたところ、足をすべらせ背後に転倒した。**
- ・レストラン会場において、床は平らで両手も空いていたが歩行中に足をすべらせて転倒した。**
- ・清掃作業中、旅館客室の入口で足をすべらせた。**
- ・ホテル裏で掃き掃除をしていたが、足元をよく見ていなかったためか滑って転倒した。**
- ・昼休憩後、部屋から出ようとしたときにつまずいて倒れた。**
- ・校舎内の清掃作業中、平らな通路で両手に物を持っていなかったが、つまずき転んだ。**

転倒災害を防止するため、下の対策について、1つでも多く実施するようにしてください。

毎日、仕事を開始する前に整理整頓の時間を設定する。

物の置き場所を定め、白線等により表示（「見える化」）する。

安全通路を確保する（通路上に物を置かない）。

配線、コード、ホースは床に這わせない。

床、通路、が濡れている、あるいは凍結している場合は危険表示をする。

床や通路などが滑りやすくないか、また、隆起、くぼみがないか点検する。

滑りやすい床や通路をすべりにくい材料のものに変える。

作業靴を耐滑性のものに取り換える。

段差、境目が無いようにする。

階段の照度を計測し、50歳以上の労働者に足元が見えるかを確認する。

- 階段を歩行するときには両手で物を持たない。
- 歩くことを推奨し、取り組むための仕組み、制度を導入する。
- 側溝にふたをする。
- 側溝に照明設備を設ける。
- 走ること、早歩きすることを禁止する。
- なぜ走ったのか、早歩きしたのかを調べて、その原因を取り除く。
- 重量物を1人で運ばない。
- 重量物は機械で運搬する。
- 調理場の温度を計測し、高温環境が無いようにする。
- 作業場所の空間を十分に取る。

「静岡県労働局ぬかづけ運動」実施中！

転倒災害を防止しよう！



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など危険な状態を見つけ、対策を講じていますか？



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒リスクの高い箇所に対して対策を講じてしますか？



かたづけ

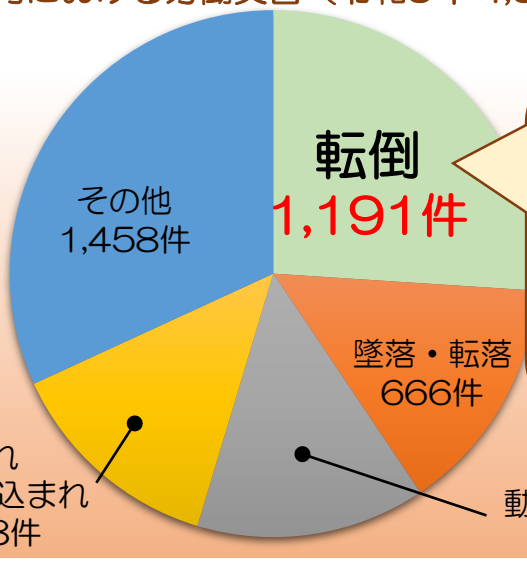
身の回りの整理整頓など、日々、作業への意識づけ、教育などを行っていますか？



毎日の運動

ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県内における労働災害（令和5年 4,576件）

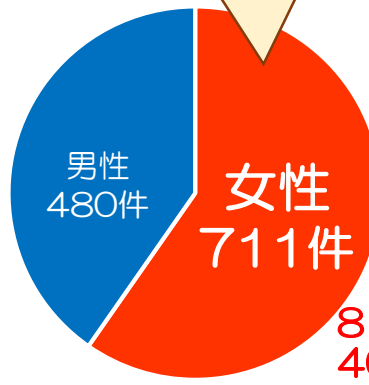


転倒
全体の
26%



静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡県労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

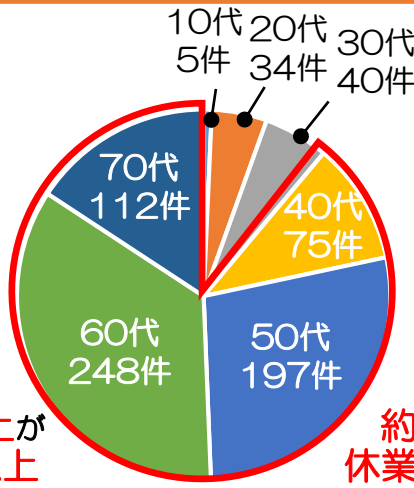
女性が約6割



性別

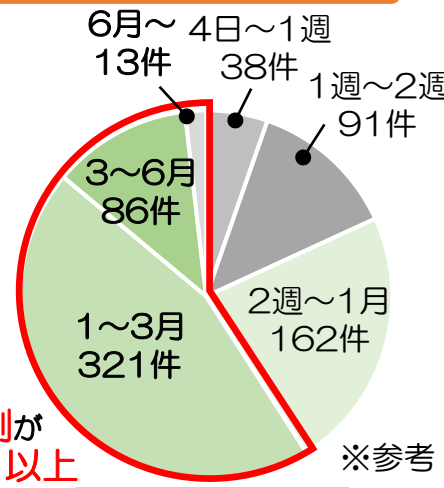
内

8割以上が40代以上



女性の年代別

約6割が休業1月以上



女性の休業期間別

※参考

転倒災害の約6割が女性で、内8割以上が40代以上であり、約6割が休業1月以上となっています。

Column

エクオール10mgを12ヶ月摂取すると

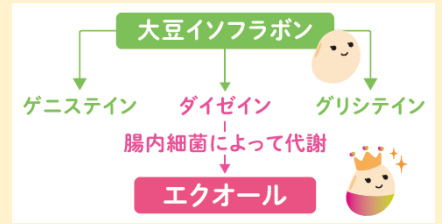
骨密度の減少率を抑えられたというデータがあります。

女性ホルモンに似た働きをする注目の成分「エクオール」とは、エクオールとは、大豆イソフラボンの一種であるダイゼインが腸内細菌によって代謝され生まれる成分です。

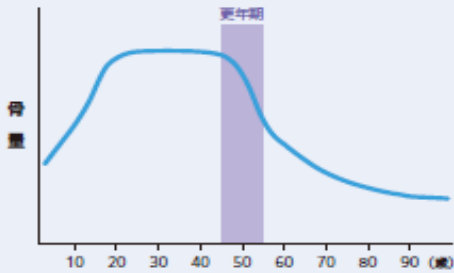
このエクオールこそが、エストロゲンと似た働きをすることがわかっています。ただしエクオールを作れる人の割合は、日本人で約5割といわれています。

若い年代の人では20~30%の人しか作れません。

エクオールを作れる人でも、大豆食品の摂取を心がけ、体内にエクオールがある状態を保てるようにサプリメントなどから摂取することをオススメします。

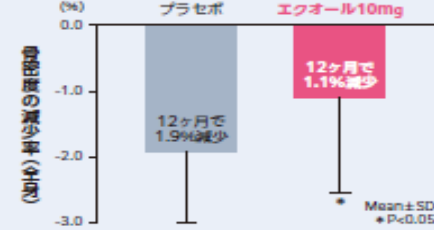


更年期にさしかかると骨量は急激に減少



骨質しょう症の予防と治療ガイドライン2015年版より作成

エクオールが骨密度の減少を42%抑制



対象: 閉経後5年未満のエクオール非産生者93例
方法: エクオール群、プラセボ群に分け、1年間摂取し、骨密度の変化を測定。

Tousen, Y. et al. Menopause, 18(5):563-574, 2011



テン トウ 10月10日は『転倒予防』の日

○中央労働災害防止協会「STOP! 転倒災害プロジェクト」
<https://www.iisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>

○一般社団法人 日本転倒予防学会 <http://www.tentouyobou.jp/>

参考

STOP! 転倒 検索

※転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の前理事長 武藤芳照氏です。

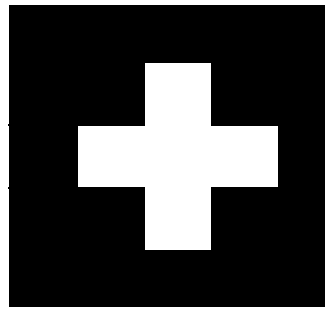
静岡労働局 労働基準部 健康安全課

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 TEL 054-254-6314

【R6.05】

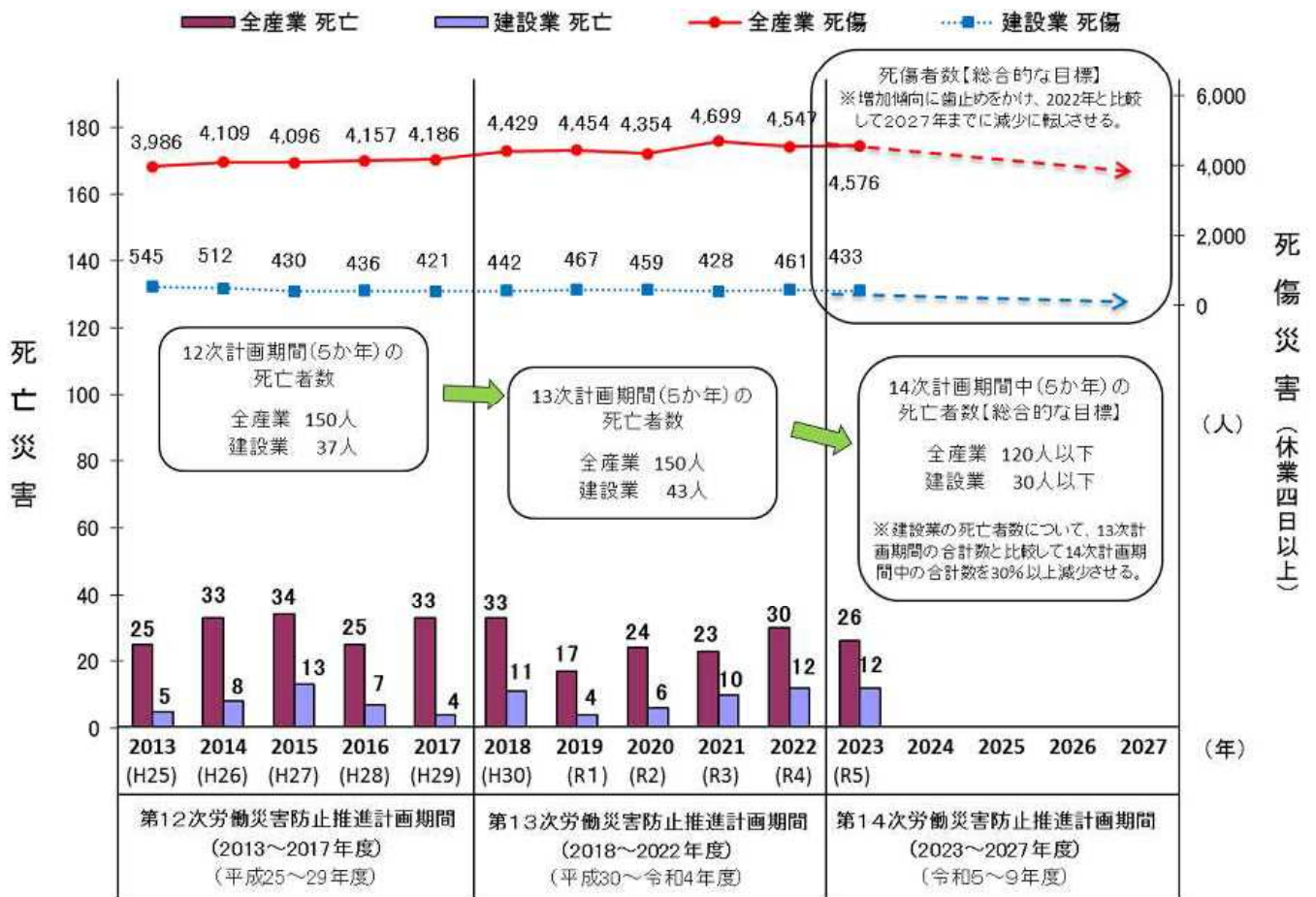
静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

建設業労働災害の防止に向けて（令和6年）

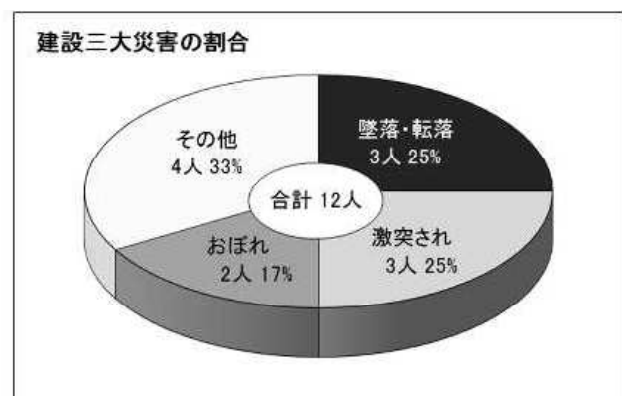
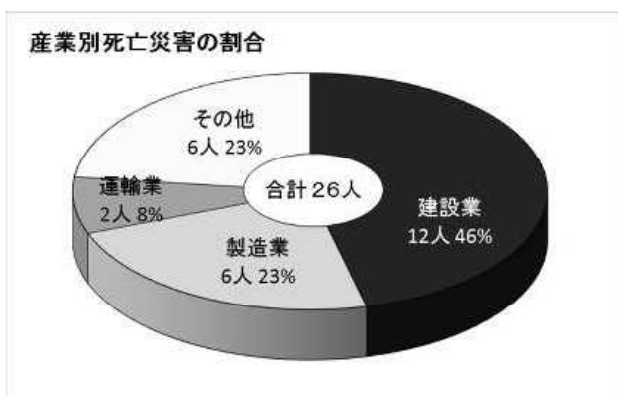


静岡労働局
労働基準監督署
建災防静岡県支部

県内建設業の労働災害の推移



令和5年の県内死亡災害の分析



令和5年建設業死亡災害発生状況

※ すべての災害に共通する「同種災害防止対策のポイント」：元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じて適切にリスクアセスメント等を実施し、施工計画、作業計画、作業手順等を定め、これらの計画等に基づき作業を行うこと。
 施工と安全衛生を一体とする「安全施工サイクル」を定着させ、「見える」安全衛生活動等も積極的に推進しましょう。

墜落・転落		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	機械器具設置工事業	倉庫の屋根上に設置された設備の交換作業において、積載型トラッククレーンの荷台からはしご（脚立を展開したものを）屋根上に向けて掛け、昇っていたところ、はしごが転位し、はしごとともに地上に墜落した。
2	橋梁建設工事業	橋梁建設工事作業中に、箱桁橋が地上に落下し、橋脚の上で作業していた者が箱桁橋の落下に巻き込まれ、約9mの高さから墜落した。

激突		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	電気通信工事業	小型移動式クレーンによる電柱の撤去作業中、後方アウトリガーを支点に車体が浮き上り、荷台部分に設けられたクレーン運転席でクレーンを運転していた被災者がクレーンで吊り上げていた電柱に激突された。
2	機械器具設置工事業	看板の撤去工事において、看板を玉掛けし、積載型トラッククレーンを使用して看板を吊り上げようとしたところ、看板が玉掛け用具から外れ、付近にいた被災者に激突した。激突により、被災者は後ろ向きに倒れ、頭部を強打した。
3	土地整理土木工事業	造成工事中、チェーンソーを用い、伐木作業を行っていたところ、伐倒木と共に倒れた他の木に挟まれた。

おぼれ		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の土木工事業	法面補強工事において、海面から約20mの高さのところ、メインロープ1本を用いたロープ高所作業により、法面にラス網を設置する作業を行っていた被災者は、設置済のラス網の下方に、追加でラス網を設置すべく、膝上に残りのラス網を寄せ、U字シャックル等を用いて下降しながら作業を行っているときに、何らかの原因により海中に落下した。
2	上下水道工事業	マンホールから路上に汚水が溢れていたことから、作業員1名で深さ3.2mの下水マンホール内に立ち入って清掃作業を行っていた後、マンホール外に出ようとしたところ意識を失い、マンホール内に墜落し、溺れた。

飛来落下		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	河川土木工事業	河川復旧工事において、移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルで敷板をつり上げていたところ、吊り具が敷板から外れて被災者に向かって倒れ、敷板の下敷きとなった。

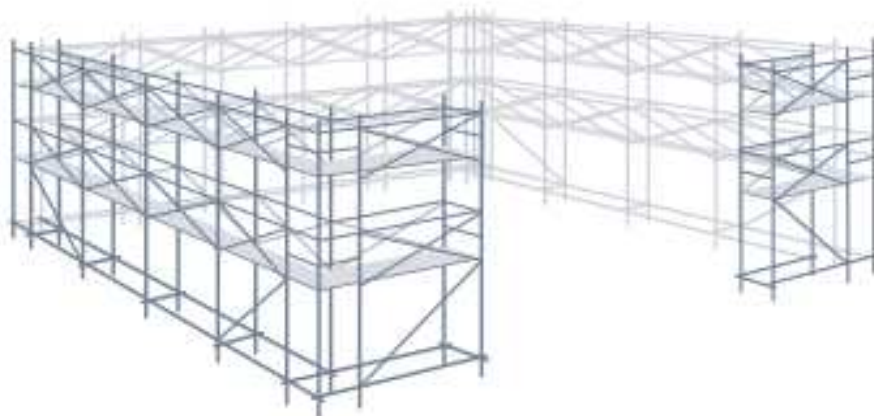
有害物との接触		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	機械器具設置工事業	火力発電所建設工事において、排煙ダクト内で被覆アーク溶接作業を行っていた被災者が一酸化炭素中毒となり、死亡した。なお、同じく溶接作業を行っていた1名と救助しようとした9名も一酸化炭素中毒となった。

交通事故（道路）		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造工事 家屋建築工事業	走行中のトラックがトンネル側壁に接触したことにより、助手席に同乗していた被災者が頭部を強打した。

その他		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	道路建設工事業	草刈り作業中に、手指を蜂に刺され、アナフィラキシーショック補助治療薬を使用したのが、数日後に死亡した。

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第 561 条の 2 (新設)

R6.4.1
施行

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

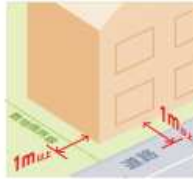
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外壁を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

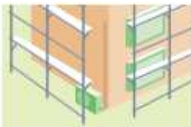
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

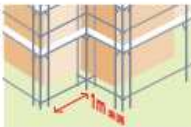


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



・建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに直角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参加者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

リーフレットのデータは、以下に掲載しています。

厚生労働省ウェブサイト (<https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/content/contents/001611331.pdf>)